

高浜市三州瓦屋根工事等奨励補助金 工事指定申請から交付請求までの手続きについて ～瓦屋根工事に関する内容～

※各手続きの際に提出していただいた書類に関し、書類不足や記載不備など、又は各申請の対象とならない場合（市税等の滞納があった場合など）は、提出していただいた書類を全てお返しします。よって、提出していただいた書類の一部をお預かりすることはいたしませんので、予めご了承ください。

① 工事指定申請

・住宅等（瓦屋根工事）の工事現場に三州瓦や三州瓦製品が納品されたら、以下の提出書類を整え、速やかに高浜市役所経済環境グループへ提出してください。

※この申請書の提出時期が、住宅等の完成後となった場合は、補助金交付が受けられない場合があります。

【提出書類】

- (1) 三州瓦屋根工事等指定申請書（様式第1）
- (2) 住宅等の工事現場の付近見取図（1枚）
- (3) 住宅等の工事現場の配置図、平面図及び立面図（各1枚）

※（2）、（3）の各図面を1枚に集約し添付することも可能。

- (4) 住宅等の工事現場に納品された三州瓦や製品の写真

以下①から③までの該当する各写真を1枚以上添付してください。

- ①住宅等の工事現場に納品された瓦や製品などの状況写真
- ②住宅等の工事現場に納品された瓦の形状写真（和型か否か分かるもの）
- ③住宅等の工事現場に納品された瓦や製品の製造業者が判断できる写真

（瓦の裏面などに刻印されている製造業者名、製品の製造業者名や販売元などが分かるもの）

※屋根瓦の葺き替えや棟部の葺き替えなどの工事の場合は、工事施工前の状況写真（1枚以上）

- (5) 屋根施工業者のガイドライン工法宣誓書（1枚）
- (6) 太陽光設備の一体的導入「有」の場合

以下①から④までの該当する導入設備の見積書と内訳書の写し（各1枚）

若しくは、見積書と内訳書が集約されている写しでも可能（1枚）

- ①住宅用太陽光発電施設（太陽電池の最大出力が記載されていること）
- ②家庭用エネルギー管理システム
- ③定置用リチウムイオン蓄電システム（蓄電容量合計が記載されていること）
- ④電気自動車等充給電設備

※上記①から④の設備については、愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金交付要綱及び愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費取扱要領に基づく設備となり、原則それらの条項に基づく条件により愛知県からの補助金が含まれます。事前に愛知県地球温暖化対策課のホームページでご確認ください。

※三州瓦屋根工事等奨励補助金の交付対象者が電力会社と電力受給契約をしない場合は、「太陽光

設備の一体的導入」部分の補助金が受けられません。

(7) その他、この申請において必要とする書類



② 工事指定通知

- ・①工事指定申請で提出された書類を審査し、認められた場合に『三州瓦屋根工事等指定通知書』を送付いたします。(送付先の指定がある場合は、指定先に送付いたします。)

※『三州瓦屋根工事等指定通知書』は、⑤補助金交付申請の際に必要となります。再発行はいたしませんので、大切に保管してください。



③ 計画変更等承認申請

- ・①工事指定申請の内容（三州瓦製造事業者など）に変更が生じた場合や当該工事の停止（中断）又は廃止（取止め）などをする場合は、以下の提出書類を整え、速やかに高浜市役所経済環境グループへ提出してください。

【提出書類】

- (1) 三州瓦屋根工事等計画変更等承認申請書（様式第3）
- (2) 三州瓦屋根工事等指定通知書の写し
- (3) その他、この申請において必要とする書類



④ 計画変更等の承認

- ・③計画変更等承認申請で提出された書類を審査し、認められた場合に『三州瓦屋根工事等計画変更等承認通知書』を送付いたします。(送付先の指定がある時は、指定先へ送付いたします。)

※『三州瓦屋根工事等計画変更承認通知書』も、⑤補助金交付申請の際に必要となります。再発行はいたしませんので、大切に保管してください。



⑤ 補助金交付申請

- ・住宅等の工事（瓦屋根工事、太陽光設備一体的導入に対する工事など）が完了し、以下の提出書類の添付すべき全ての書類が整いましたら速やかに高浜市役所経済環境グループへ提出してください。

【提出書類】

- (1) 三州瓦屋根工事等奨励補助金交付申請書（様式第5）
- (2) 住宅等の工事現場の完成写真

以下①から③までの該当する各写真を1枚以上添付してください。

①住宅等の工事施工した部分の完成写真

（全景、前面、側面、後面など、工事完成状況が分かるもの）

②太陽光設備の一体導入「有」の場合は、各設備の状況写真

（下記（4）の通知書などで示された各設備のメーカーや品番などが分かるもの）

③太陽光設備の一体導入「有」の場合は、各設備の設置後の状況写真

（下記（4）の通知書などで示された各設備の設置後の完成状況が分かるもの）

(3) 屋根施工業者がガイドライン工法に基づき施工した報告書（1枚）

屋根施工業者がガイドライン工法に基づき施工した各写真（各1枚以上）

※平部、棟部、軒部、袖部の各部ごとの施工状況写真及び各部ごとの釘の長さなどが分かる写真

(4) 三州瓦屋根工事等指定通知書の写し（1枚）

※計画変更等承認申請をされた方は、三州瓦屋根工事等計画変更承認通知書の写しも必要です。

(5) 住宅等の工事請負契約書の写し若しくは住宅等の売買契約書の写し又は住宅等の工事代金の領収書の写し（1枚）

※太陽光設備の一体的導入「有」の場合

以下①から③までの書類の写しを1枚添付してください。

①上記（4）の通知書などで示された各設備の設置工事代金の領収書

②上記（4）の通知書などで示された各設備の設置後の設備の内訳書

③三州瓦屋根工事等奨励補助金交付申請書者と電力会社が契約した電力受給契約書

(6) 三州瓦屋根工事施工明細書（1枚）

(7) 三州瓦屋根工事等奨励補助金交付申請者の住民票（1通）

(8) 三州瓦屋根工事等奨励補助金交付申請者の納税証明書（完納証明）（1通）

(9) その他、この申請において必要とする書類



⑥ 補助金交付通知

・⑤補助金交付申請で提出された書類を審査し、認められた場合に『三州瓦屋根工事等奨励補助金交付決定通知書』を送付いたします。（送付先に指定がある時は、指定先へ送付いたします。）

※『三州瓦屋根工事等奨励補助金交付決定通知書』は、⑦補助金交付請求の際に必要となります。再発行はいたしませんので、大切に保管してください。



⑦ 補助金交付請求

・『三州瓦屋根工事等奨励補助金交付決定通知書』の受領後に、以下の提出書類を整え、速やかに高浜市役所経済環境グループへ提出してください。

【提出書類】

(1) 三州瓦屋根工事等奨励補助金交付請求書

※請求者の氏名及び振込先口座名義人は、『三州瓦屋根工事等奨励補助金交付決定通知書』に記載された氏名の方になります。

※請求金額は、『三州瓦屋根工事等奨励補助金交付決定通知書』に記載された補助金交付額です。

※記入項目に、記入漏れや記入誤りが無いようご確認をお願いします。なお、金額の訂正は出来ませんので、誤りがありましたら請求書を新たに作成してください。

(2) 三州瓦屋根工事等奨励補助金交付決定通知書の写し

問合せ・提出先：高浜市役所

住所：〒444-1398 高浜市青木町四丁目1番地2

担当：市民部 経済環境グループ 三州瓦屋根工事等奨励補助金担当

電話：0566-52-1111（内線 271・281）